

監護相当・生計費の負担についての確認書

(申立先) 熊谷市長 あて

私は、以下に記載する者
 (以下「監護相当・生計
 費の負担」という。)を
 申立てが真正であること

注 18歳に達する日以後の最初の

記入する際には、この記入例のほか、次ページ以降の

●提出要否フローチャート

●主なQ&A

も合わせて参考にしてください。

(以下「監護相当・生計

ふりがな 氏名		生年月日				住所						
くまがや さくら 熊谷 さくら		平成	○	年	○	月	○	日	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号			
個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※		通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)			申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)		
1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3	子	○学生 ・ 無職 ・ その他		こども大学	令和 ○ 年 ○ 月		<input checked="" type="radio"/> 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている <input checked="" type="radio"/> 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である <input type="radio"/> 3.その他 ()			<input checked="" type="radio"/> 1.生活費 (食費、家賃等) <input checked="" type="radio"/> 2.学費 <input type="radio"/> 3.その他 ()		
ふりがな 氏名		生年月日				住所						
		平成		年		月		日	学生の場合は、通学先と卒業予定時期を記入してください。			
個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※		通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)			申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)		
		学生 ・ 無職 ・ その他			令和 年 月		該当するもの 1つ に○印をつけてください。その他の場合は詳細を記入してください。 ※同居・別居については、住民票上の住所で判断してください。例えば、ひとり暮らし等により実態として別居している場合であっても、住民票上の住所が受給者 (請求者) と同一の場合は、同居として取り扱います。			該当するもの 全て に○印をつけてください。その他の場合は詳細を記入してください。 1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()		
ふりがな 氏名		生年月日				住所						
		平成		年		月		日				
個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※		通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)			申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)		
		学生 ・ 無職 ・ その他			令和 年 月		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()			1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()		

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 **熊谷市宮町二丁目47番地1**

氏名 **熊谷 太郎**

児童手当を受給している (する)
 方が記入してください。

重要

●この確認書は、監護している「児童※1」と監護相当の世話等をしており生計費を負担している「児童の兄姉等※2」の合計人数が3人以上の場合に提出してください。

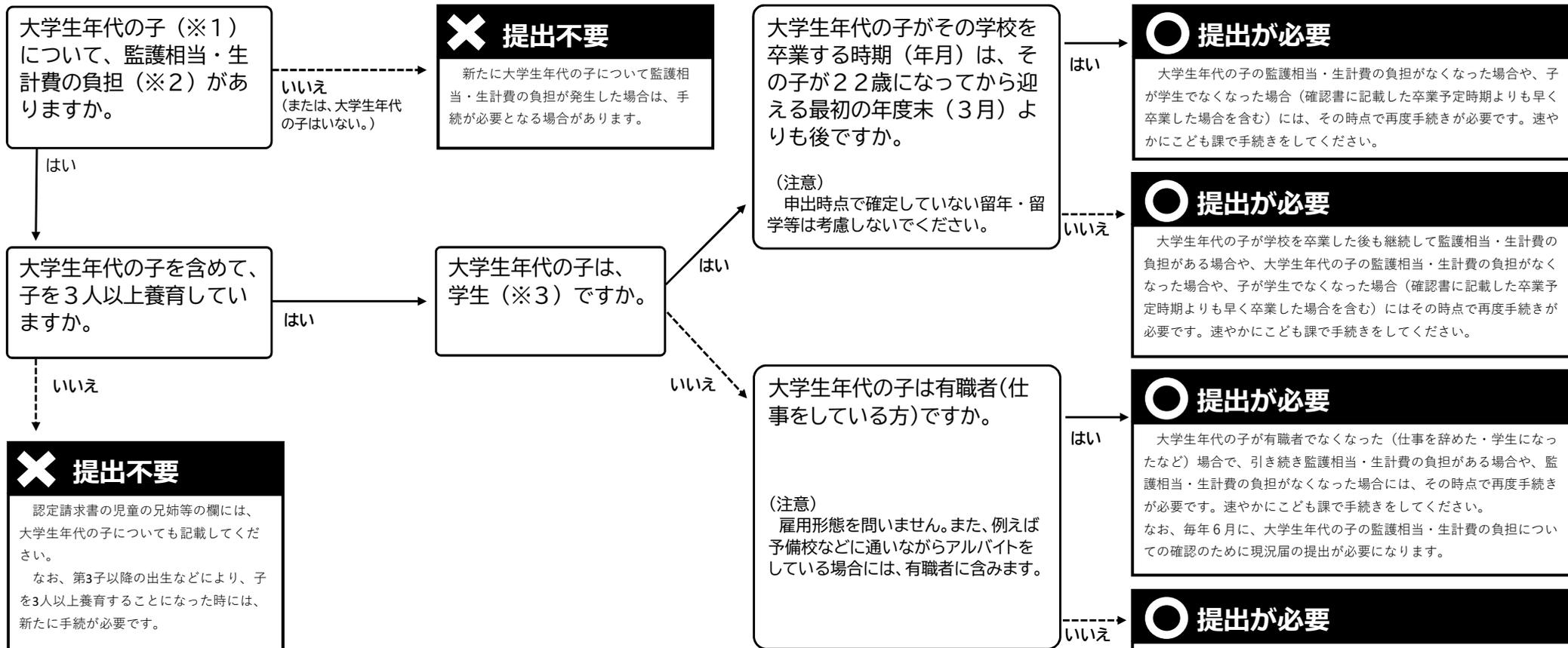
※1 児童・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子进行います。

※2 児童の兄姉等・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子进行います。

●この確認書には、監護相当の世話等をしており生計費を負担している「児童の兄姉等」全員について記入してください。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

「監護相当・生計費負担についての確認書」 提出要否フローチャート



※1 「大学生年代の子」とは、「児童の兄弟等」と同じ意味の言葉で、18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を指し、大学に在学していない場合も含まれます。

※2 「監護相当・生計費の負担」とは、大学生年代の子について監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしている場合であって、受給者(父母等)の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をいいます。

※3 「学生」とは、高校・大学・専門学校・短期大学・高等専門学校等に在籍している者をいいます。また、学生がアルバイトをしている場合には、学生に該当します。

●個別の事情がある方など、不明な点がございましたらこども課までお問い合わせください。

●大学生年代の子の状況に応じて、別途書類の提出を依頼することがあります。

●フローチャート上に記載した手続きのほか、大学生年代の子の住所や職業が変わった場合等、確認書の内容に変更があった場合には、その時点で手続きが必要です。

●手続きが遅れた場合、手当の支給が保留となることや、手当の返還をしていただくことがありますので、速やかにこども課で手続きをしてください。



確認書のダウンロードはこちら



●監護相当・生計費の負担についての確認書は右のコードからダウンロードしてください。

監護相当・生計費負担についての確認書 主なQ&A

No.	質問	回答
1	児童の兄弟等を含めても子が3人以上いない場合(例えば19歳の子と17歳の児童を養育している場合)であっても、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出は必要ですか。	児童の兄弟等がいる場合であっても、合計の人数が3人以下である場合は提出する必要はありません。
2	戸籍上で自身の子ではない子(例えば妻の子)であっても、養育している子の人数に加算することができますか。	戸籍上で自身の子ではない子であっても、申立人がその子について監護相当であり、かつ生計費の負担があれば加算することができます。
3	児童の兄弟等が結婚をしている場合、養育している子の人数に加算することができますか。	結婚をしていても、申立人が監護相当であり、かつ生計費の負担があるのであれば加算することができます。ただし、その状況について確認させていただくことがあります。
4	児童の兄弟等が留学をしており、日本に住民票がない場合、養育している子の人数に加算することができますか。	留学を理由に日本に住民票を有しない児童の兄弟等であっても、申立人が監護相当であり、かつ生計費の負担があれば加算することができる場合があります。別途提出が必要な書類がありますので、こども課にご相談ください。
5	児童の兄弟等が仕事をしている場合、職業等の欄のどれに○をつければよいでしょうか。	仕事をしている場合には、その他に○をつけてください。
6	児童の兄弟等が予備校に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	予備校に通っている場合には、無職(アルバイトをしている場合にはその他)に○をつけてください。また、卒業予定年月や通学先については記載しないでください。
7	児童の兄弟等が専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合には、学生に○をつけ、卒業予定年月や通学先(専門学校・短大・高等専門学校名)を記載してください。
8	児童の兄弟等が高校(定時制を含む)に通っている場合には、どのように記載すればよいでしょうか。	高校に通っている場合には、学生に○をつけ、卒業予定年月や通学先(高校名)を記載してください。
9	児童の兄弟等が学生であるが、留学や留年(が決定)していることにより当初の卒業予定時期の見込みよりも長い期間在籍する予定である場合に、卒業予定時期はどのように記載すればよいでしょうか。	留学・留年等により本来予定していた卒業予定時期よりも長い期間在籍することが見込まれる場合には、申出時点での卒業予定時期を記載するようにしてください。なお、留学中の児童の兄弟等についての監護相当・生計費の負担がある場合には、質問番号4をご確認ください。
10	監護相当・生計費の負担がある児童の兄弟等が住民票を異動していない(申立人と同居していることになっている)ものの、通学の理由などにより下宿(別居)している場合は、住所欄はどこに住所を記載すればよいですか。また、「申立人による監護相当の状況」欄は1,2のどちらに該当しますか。	住所欄は住民票上の住所を記載することとなっていますので、申立人と同居しているものとして住所は申立人と同居所を記載することになります。また、「申立人による監護相当の状況」欄については、住民票上の住所が同一の場合は同居(1に該当)、別の場合は別居(2に該当)としてください。
11	いつ時点の監護相当・生計費負担の状況を申立てるのでしょうか。	原則として申立日時点です。ただし、高校3年生の年齢であった子(18歳年度末に達した子)について、4月1日以降も引き続き監護相当・生計費の負担がある旨を申立てる場合には、4月1日時点(の見込み)について申立てすることとなります。
12	いつまでに提出すればよいですか。	状況により、期限は異なりますが、原則として提出月の翌月分からの増額となりますので、速やかに提出してください。
13	今後、児童の兄弟等の監護相当・生計費負担がなくなった場合は、どのようにすればよいですか。	監護相当・生計費負担がなくなった場合には、手続きが必要です。手当額に影響しますので速やかにこども課で手続きをしてください。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当の返還が必要になることがありますので、必ず速やかに手続きをしてください。
14	今後、学生であった児童の兄弟等が学生でなくなった場合や有職者(仕事をしている者)であった児童の兄弟等が仕事を辞めた場合等、確認書に記載した内容と変更があった場合に、手続きを行う必要がありますか。	質問のような、確認書に記載・提出した内容に変更があった場合には、手続きが必要です。速やかにこども課で手続きをしてください。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当の返還が必要になることがありますので、必ず速やかに手続きをしてください。

【用語の意味】

監護相当…児童の兄弟等について監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしている場合をさします。

生計費の負担がある…児童の兄弟等が請求者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をさします。